

伊佐市の男女共同参画推進に関する提言書

令和6年3月

伊佐市男女共同参画推進協議会

はじめに

伊佐市は男女共同参画社会の実現に向け、令和3年度に「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な男女共同参画推進施策に取り組んでいます。

急速な少子高齢化の進行や人口減少の影響などが懸念される中、社会情勢や市民生活は大きく変化しています。

伊佐市においても、多様化・複雑化する社会情勢や市民生活に対応し、性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが必要であり、そのためには男女共同参画推進に対する積極的な取組が求められています。

私たち伊佐市男女共同参画審議会は、令和4年7月以来6回の会議を開催し、計画の進捗評価・点検を行ってまいりました。本提言は、2年間における本審議会での意見を整理・集約し、伊佐市の男女共同参画推進に向けた提言をまとめたものです。

伊佐市においては、本提言の趣旨を十分に理解いただき、計画の基本理念のもとに、男女共同参画社会の早期実現に向け、各事業の取組を一層推進されることを期待いたします。

伊佐市男女共同参画推進協議会
会長 中村 英次

1 男女共同参画について正しく理解がされるよう、啓発を十分に行うこと

市報等で見ると男女共同参画に関する情報は行事や催物の案内が多いが、基本となる男女共同参画についての知識を得る広報が圧倒的に少ない。伊佐市に住むすべての方々が生涯を通じて学ぶ機会を得られることで、男女共同参画について真剣に考える人が増えることが期待できる。

2 男女共同参画推進についての条例を制定すること

男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会の最重要課題と位置付けられており、市の責任と覚悟を示すものとして男女共同参画条例を制定すべきである。

令和 5 年 11 月末時点における県内市町村の男女共同参画推進条例の制定状況は、18 市町（41.9%）である。男女共同参画基本計画の取組をより一層推進するためにも、条例制定が必要であり、これまでも市議会本会議で 2 名の議員から男女共同参画推進条例の制定についての発言があったことから、市の姿勢が問われている。

3 あらゆる政策・方針決定過程への女性参画の拡大を図ること

市役所職員の女性比率は、令和 5 年 4 月 1 日現在で 28.9%であるが、同時期の課長級以上の女性比率は 7.7%であり、市役所内における政策・方針決定の場においても女性が極めて少ない状況である。

審議会等における女性委員の割合は、令和 5 年 3 月 31 日現在で 21.5%であり、第 2 次伊佐市男女共同参画基本計画で示す数値目標の令和 7 年度末に 30%には程遠い状況である。この状況を厳しく受け止めていただき、審議会等の委員選出にあたっては、広く人材を集めるべきである。

4 男女共同参画の担当部署を企画政策課に変更すること

第 2 次伊佐市男女共同参画基本計画で示されているように、男女共同参画は全庁的な取組が求められている。“未来の伊佐市をせいさく中”である企画政策課で市が行う様々な施策に男女共同参画の視点が入るように調整するのが望ましいことから、男女共同参画の担当部署は企画政策課とするのが最適である。

5 さまざまな制度が実際に必要な人に届くよう、担当課が積極的に情報提供を行うこと

すべての人が協力しあう男女共同参画社会の実現のために、市民は男性育児休業などのさまざまな制度を活用していくことが必要である。しかし、制度が浸透していないこともある。実際に必要な人に届くよう、市は積極的に発信し、情報提供に努めていただきたい。